



2 教高第 437 号
令和 2 年 6 月 2 日

県立学校長様

愛媛県教育委員会教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する
衛生管理の徹底について（通知）

各校においては、令和 2 年 5 月 29 日付け 2 教高第 419 号「新型コロナウイルス感染症対策に係る学校管理上の留意点」、令和 2 年 5 月 22 日付け 2 教保第 135 号「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「新しい生活様式」～」等に基づき、必要な感染予防策を講じた上で教育活動を推進していただいているところですが、今般、他県の学校において集団感染が発生したことから、学校における衛生管理上の課題が再認識されるとともに、更なる管理の徹底が求められております。

については、下記の点に留意の上、学校での集団感染の防止に全力で取り組むようお願いいたします。

記

- 1 下記の文書を各家庭に配付するとともに、学校ホームページに掲載して、保護者に周知し協力を依頼すること。
 - (1) 「県立学校の保護者の皆様へー新型コロナウイルス感染防止の徹底のためのお願ひー」（令和 2 年 6 月 2 日愛媛県教育委員会）
 - (2) (写) 「「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について（協力のお願ひ）」（公益社団法人日本 P T A 全国協議会等宛て文部科学省事務連絡）
- 2 児童生徒等には、上記 1 (1) の文書の趣旨を周知徹底するとともに、体調不良にもかかわらず登校した者については、ホームルーム教室に入室する前に保健室に入室する体制を整え、詳しく事情を聴き取った上で、必要と判断されれば速やかに帰宅させるなどの適切な措置をとること。

【問い合わせ先】

愛媛県教育委員会事務局

(高等学校に関すること)

高校教育課 教育指導グループ 渡邊 弘安

TEL 089-912-2953

(特別支援学校に関すること)

特別支援教育課 教育指導グループ 原 喜代佳

TEL 089-912-2965

(保健管理・運動部活動に関すること)

保健体育課 教育指導グループ 泉 志保・宮崎 智之

TEL 089-912-2981

(人権教育に関すること)

人権教育課 教育指導グループ 竹縄 浩二

TEL 089-912-2962

(PTAに関すること)

社会教育課 社会教育グループ 舟田 美加

TEL 089-912-2933

県立学校の保護者の皆様へ
—新型コロナウイルス感染防止の徹底のためのお願い—

令和2年6月2日
愛媛県教育委員会

愛媛県では、「学校における感染リスクをゼロにするという前提に立つ限り、学校に子供が通うことは困難である」ことから、学校での感染リスクを低減させつつ、段階的に実施可能な教育活動を進めていくこととし、5月11日からの分散登校を経て、5月25日より県内一斉に学校を完全再開し、必要な感染防止対策を取った上で教育活動を行っています。各家庭におかれましては、毎朝のお子様の検温や健康観察など、学校の感染防止対策へのご理解・ご協力をいただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

このような中、今般、他県において小学校で集団感染（クラスター）が発生しました。新聞報道によりますと、5月28日に感染が判明した児童は、自宅で検温した際には37度台の熱があり、その旨を書いたチェック表を提出していたものの、学校の入口で検温すると36度台だったため、授業に出席したとのことでした。

文部科学省においては、学校の集団感染の予防について、「学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染と言われている。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠」との見解を示しています。

つきましては、文部科学省から、各PTA団体に対して、保護者向けの協力願いが発出されていることを踏まえて、保護者の皆様には、改めて次のことにご留意され、学校における集団感染の水際対策にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- 1 各家庭で、登校前はもちろん、休日であっても日々の検温を必ず行い、体温の変化に注意するとともに、登校日の朝に発熱等の風邪症状が見られる場合は、ためらうことなく、お子様の登校を控えていただくようにしてください。
- 2 今後、感染が蔓延する事態に至った地域においては、同居のご家族に発熱等の風邪症状が見られる場合においても、お子様の登校を控えていただくよう、学校から依頼する場合がありますので、その際は、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※なお、1、2とも、登校を控えていただいたお子様は、欠席ではなく、「出席停止」として扱うことといたします。



【御協力をお願い】

学校での新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について協力をお願いするものです。

事務連絡

令和2年6月1日

公益社団法人日本PTA全国協議会
一般社団法人全国高等学校PTA連合会 御中
全国国立大学附属学校PTA連合会

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

「新しい生活様式」を踏まえた御家庭での取組について（協力をお願い）

各団体におかれましては、日頃から家庭における教育や学校・家庭・地域の連携に積極的にお取り組みいただいておりますことに感謝申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策に関連しては、本年3月5日付け及び3月26日付け事務連絡を通じて、様々なご協力をお願いさせていただいたところですが、新型コロナウイルス感染症については、今後も持続的な対策が必要になると見込まれております。

学校の教育活動を実施するに当たっては、感染リスクはゼロにはならないということを前提として、子供たちや教職員の新型コロナウイルス感染症の感染リスクをできる限り低減することが必要です。このため、文部科学省において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」（別添）を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」を作成し、令和2年5月22日に都道府県教育委員会等へ発出しました。

本マニュアルにおいては、「学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。」とし、学校と家庭の連携が学校内での感染拡大防止のため必要であるとの考えをお示ししております。

新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることができるよう、各御家庭においても「新しい生活様式」を踏まえ、下記のような取組にご協力いただきたいと考えております。

つきましては、各団体におかれては、貴管下の団体や会員である保護者の方々等に対し、各御家庭における取組の御協力を呼び掛けていただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

- 御家庭全体で「新しい生活様式」を実践していただき、感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。
 - ・ 学校生活の中でいかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士の家庭間の行き来や、家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動ができなくなってしまうこともあります。特に会食の際には対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考にして工夫いただき、学校の外でも感染が広がらないように御配慮をお願いいたします。

- 学校での集団感染を防ぐために、お子様の登校を控えるべき場合について御理解いただき、御家庭においても御協力いただくようお願いいたします。
 - ・ 毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱等の風邪症状の有無の確認）をお願いいたします。
 - ・ 感染がまん延している地域においては、学校からの依頼に基づき、同居の御家族に発熱等の風邪症状が見られる場合にも、お子様の登校を控えるようお願いいたします。

(別添) 「「新しい生活様式」の実践例」(新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)より抜粋)

(参考) 「新型コロナウイルス感染症対策 ～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課作成)

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111 (代表)

○保健管理に関すること

初等中等教育局健康教育・食育課 (内2918)

○OPTAに関すること

総合教育政策局地域学習推進課 (内2971)

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

保護者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症対策

～「新しい生活様式」を踏まえた家庭での取組～

新型コロナウイルス感染症から子供たちを守り、お子様が安心・安全な学校生活を送ることが出来るよう、ご家庭においても「新しい生活様式」を踏まえた取組にご協力をお願いします。

1 毎日の健康観察

- 毎日、登校前にお子様の健康観察（発熱や風邪症状の有無の確認）を必ず行う。
- 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養させる。
- 感染がまん延している地域は、学校からの依頼に基づき、同居のご家族に発熱等の風邪症状がみられる場合には、登校を控える。



2 手洗いの励行

- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒薬の使用も可）



3 咳エチケットの徹底

- 咳、くしゃみをする際、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。



4 3密の回避（密閉、密集、密接）

人と集まる時や外出する際は、次のことに気を付けてください。

○「密閉」の回避

- こまめな換気
気候上可能な限り常時行い、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。

○ [密集]の回避

- 身体的距離の確保
飛沫感染を防ぐため、できるだけ人と人との距離を確保すること。

○「密接」の回避

- マスクの着用
外出する時は、できるだけマスクを着用する。ただし、気温や湿度が高く、気分が悪い場合や、熱中症になりそうな場合には、マスクを外す。
室内でも家族以外の人と交流する際はマスクを着用する。



5 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。



★ 学校生活の中でいかに感染防止を徹底しても、仲の良い友人同士や家庭間の行き来や家族ぐるみの交流を通じて感染が拡大してしまうと、学校全体の教育活動が出来なくなってしまうことがあります。特に会食の際には、対面を避けるなど、「新しい生活様式」を参考にして工夫していただき、感染が広がらないようにご配慮をお願いします。